

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づく、特定事業主行動計画の実施状況の公表については、以下のとおりです。

・継続就業及び仕事と家庭の両立関係

目標項目	最新値	経年の進捗状況		
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率	0.0% (令和4年度)	0.0% (令和3年度)	100.0% (令和2年度)	対象者なし (平成31年度)
男性職員の育児休業取得率 *子どもの出生時における5日間以上の連続休暇の取得率を含む	50.0% (令和4年度)	0.0% (令和3年度)	100.0% (令和2年度)	対象者なし (平成31年度)
女性職員の育児休業取得率	100.0% (令和4年度)	100% (令和3年度)	100.0% (令和2年度)	対象者なし (平成31年度)

・超過勤務の状況(管理職以外、令和4年度)

単位:時間

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
平均時間	3.10	2.74	4.96	18.09	2.14	0.76	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
平均時間	2.54	3.00	1.72	1.47	1.83	0.72	3.58

<取組内容>

・女性職員のキャリアアップ支援

女性向けセミナーやキャリアデザイン研修などへの参加を推奨している。
庁内ネットワークにて研修内容をアナウンスするほか、対象職員へ研修担当課が対面コンタクトにて参加を推進している。

・職員への情報提供

男性職員の配偶者出産休暇取得制度及び育児参加休暇取得制度についての情報提供を行い、職員へ周知するとともに積極的な活用を促した。

掲載年月: 2023年7月

2 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第21条の規定に基づく、女性の職業選択に資する情報の公表については、以下のとおりです。

情報の公表項目		数値	データの時点
女性職員の採用割合		50.0%	(令和4年4月1日採用)
採用試験の受験者の女性割合		66.7%	(令和4年度実施試験)
職員の女性割合		43.3%	(令和4年4月1日)
男女別の育児休業取得率	男性	50.0%	(令和4年度)
	女性	100.0%	(令和4年度)
男性の配偶者出産休暇取得率		0.0%	(令和4年度)
年次休暇等の取得状況	一年の年次有給休暇が20日以上付与された者の平均取得日数	10.8%	(令和4年)
	取得日数が5日未満の職員割合	0.0%	(令和4年)
管理職の女性割合		50.0%	(令和4年4月1日)
各役職段階の職員の女性割合及びその伸び率	本庁係長相当職	37.5%	(令和4年4月1日)
		(伸び率)15.3ポイント	※平成30年-令和4年
	本庁課長補佐相当職	30.8%	(令和4年4月1日)
(伸び率)△12.1ポイント		※平成30年-令和4年	
本庁課長相当職	54.5%	(令和4年4月1日)	
	(伸び率)4.5ポイント	※平成30年-令和4年	

掲載年月：2023年7月